

道志村創業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道志村内での創業を支援し村の産業の活性化および雇用の創出を図ることを目的として、道志村内で新たな創業に要する経費および新たに創業する者を支援する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、道志村補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。ただし、新たに創業する者を支援する者については、次の（5）から（8）の要件を満たす者とする。

- (1) 村内に事業所等を設け創業する個人又は法人
- (2) 村内に住所を有する者又は第10条に規定する補助金の実績報告を提出する日の前日までに村内に住所を有する者
- (3) 商工会その他の支援機関等が実施する経営指導等を受講していること。
- (4) 計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者
- (5) 税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員に係る者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に係る者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げるいずれかの事業とする。
- (2) 創業にあつては、村内に主たる事務所を置き、新規に事業を開始するものであること。
- (3) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表1に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助金の事業期間は、交付決定日以降、当該日の属する年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ道志村商工会の指導を受け、適当と認められた場合に、規則第4条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 道志村創業支援事業計画書(様式第1号)

(2) 税の滞納がない証明書

(認定審査)

第8条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた時は、規則第7条に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、速やかに規則第9条に定める計画変更承認申請書及び関係書類を村長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、規則第13条に定める実績報告書に事業の種類に応じ別表2に定める書類を添えて村長に報告しなければならない。

(交付の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に定める補助金等確定通知書により通知しなければならない。

(請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに規則第15条で定める補助金等請求書を村長に提出するものとする。

2 村長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(財産の処分及び管理)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する以前に補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ道志村創業支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第2号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

第14条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（事務所の移転）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事務所を村外へ移転する場合には、補助金を全額返済しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。